

道路法第24条の2に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例に  
規定する料金の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路法第24条の2に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例（平成19年条例第26号）第6条の規定による料金の減免に関し、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象及び額)

第2条 料金の減免の対象及び額は別表に定めるとおりとする。

(申請及び回答)

第3条 市長は、前条の規定により駐車料金の減免を受けようとする者から、駐車料金減免申請書（様式第1号）の提出があった際に、料金の減免の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の申請があった場合は、減免の可否について申請者に回答するものとする。

(補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別表（第2条関係）

減免対象	減免の額
道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車	全額免除
国又は地方公共団体の職員が防災活動その他の緊急を要する公務を行うための自動車	全額免除
国又は地方公共団体が実施または主催する事業において、住民の安全の確保を目的とする業務を行う自動車	全額免除
盗難自動車	全額免除
傷病等により長期間駐車された自動車	一部減額